

牛海綿状脳症 (BSE) の全頭検査は見直し? それとも継続?

はじめに

わが国で初めてBSE感染牛が確認されたのは平成13年9月のことです。同年10月には、と畜場で処理されるすべての牛についてBSE迅速検査が実施されるようになりました。いわゆるBSE全頭検査です。全月齢の牛についてBSE検査を実施してきたのはわが国だけですが、国の制度としては、本年7月に全頭検査の見直しが行われたことをご存じでしょうか？

食品安全委員会による食品健康影響評価

平成16年10月、厚生労働省及び農林水産省は食品安全委員会に対し、BSE全頭検査などのBSE国内対策を見直した場合の食品健康影響評価を依頼しました。人の健康に及ぼす影響について意見を求めたのです。BSE全頭検査の見直しとは、具体的にはBSE検査対象を21箇月齢以上とすることです。その理由は、平成16年9月に食品安全委員会が公表した、国内のBSE対策に関する報告書の中で「検出限界以下の牛を検査対象から除いても、現在の全月齢を対象とした特定危険部位除去措置を変更しなければ、人への感染リスクが増加することはないと考えられる。」という内容が示されたからです。

そして、本年5月に食品安全委員会から答申が出されました。「BSE全頭検査を見直しても、人への感染リスクは非常に低いレベルの増加にとどまる。」という内容です。この食品安全委員会からの答申を受けて、本年7月、検査対象を21箇月齢以上とするよう、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が改正され、国の制度は変更されました。問題は、「BSE検査を実施すれば発見できたのに」という20箇月齢以下のBSE感染牛が存在するかということですが、現行のBSE対策を平成13年10月に始めてからすでに長い期間が経過しており、清浄化が進んでいると推測されるため、その可能性は非常に低いと考えられています。

国の制度変更後

しかしながら、現在も全国でBSE全頭検査は継続されています。20箇月齢以下の牛であっても、必要と認める場合にはBSE検査を実施することが可能だからです。京都市としては、わずかも残る不安を取り除き、安心安全な食肉を流通させるために、20箇月齢以下の牛についても検査対象とし、BSE全頭検査を実施しています。